

## ・単価採用日と適用歩掛の関係

### ○単 価

1) 労務単価は、二省（農林水産省及び国土交通省）共同調査の公共工事労務単価を使用しています。

2) 機械損料は、原則として4月1日から9月30日までの間、22年度の機械損料を使用し、平成23年10月1日以降は、23年度の機械損料を使用します。

ただし、平成23年度は機械損料の改定が行われなかったため、10月1日以降も平成22年度の機械損料を使用します。

3) 公表図書[\*]\*\*については、市販公表図書の平成23年3月版の平均価格を4月1日より新単価として使用しています。

年度途中で改定を行った単価については摘要欄に改定日を表示しています。その場合は改定を行った月の前月号の市販公表図書の平均価格を採用しています。（例：9月1日に改定した単価が[\*]\*\*表示されている場合は、市販公表図書の8月号の平均価格です。）

なお、端数処理については資材価格が1,000円未満の資材については小数点一位四捨五入、1,000円以上の資材価格については有効桁上位3桁有効（以下切り捨て）としており、生コンクリート単価のみ50円単位で二捨三入、七捨八入の処理としています。

ただし、別紙単価採用期の特記事項に記載する資材については、特記事項の定めによること。

### ○歩 掛

1) 歩掛（諸経費率を含む）は、原則として4月1日から9月30日までの間、22年度の積算基準書を使用し、平成23年10月1日以降は、23年度の積算基準書を使用します。

### ○その他

1) 単価・歩掛については、大幅な変動が生じた場合、随時改正し、その都度通知します。